

大阪大学サイバーメディアセンターとワイマール・ハウハウス大学メディア学部
との間における学術交流に関する協定書

日本国・大阪大学サイバーメディアセンター長とドイツ国・ワイマール・ハウハウス大学メディア学部長は、教育及び学術研究の協力関係を推進するため、ここに学術交流協定を締結することに合意するものである。

第一条 両者は、それぞれが教育及び学術研究を推進する上で必要とする分野において、下記により交流を行うものとする。

1. 共同研究、講義、シンポジウム等の実施とこれに伴う研究者の交流
2. 両者が相互に関心を有する分野における情報及び資料の交換
3. 研究生の交流

第二条 本協定の具体的な交流実施についての詳細な事項は、その都度両者で意見の交換を行い調整するものとする。

第三条 本協定は、両者代表の署名を完了した日に効力を生じ、この日から5年間効力を有するものとする。各当事者は6か月前の文書による通知により本協定を終了することができるものとする。本協定が有効期間内に廃止されない場合には、本協定の更新は、本協定の終了日の6か月前までに両者で協議するものとする。

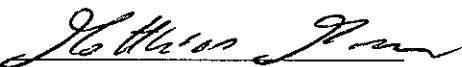
第四条 本協定書は英語と日本語により作成し、いずれも正文とし、両者は各1部を所持することとする。

2003年 4月 4日

大阪大学
サイバーメディアセンター長

西尾 章治郎

2003年 4月 4日

ワイマール・ハウハウス大学
メディア学部長

マシアス・マイア